

吉田町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項及び吉田町監査委員監査基準（平成27年監委告示第3号）第32号第1項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年 2月27日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

定期監査結果に基づく措置について
（別紙のとおり）